

全建事発第 009 号  
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
[公 印 省 略]

### 下請代金の支払手段について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

政府は、関係事業者団体に対して「下請代金の支払手段について（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）」（以下「旧通達」という。）を発出し、親事業者に下請代金の支払の適正化を要請していますが、下請代金の支払に際してはなお多くの企業で手形等による下請代金の支払が行われており、そのサイトの短縮に改善の傾向がみられるものの、十分には短縮されていない現状です。

また、下請事業者が手形等を現金化する際のコストについても、多くの場合、下請事業者の負担となっており、手形等により下請代金の支払を受けた場合に、額面どおりの現金を受領できない状況になっています。

このような状況を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、政府は旧通達を見直す方針を示し、別紙のとおり、中小企業庁から本会に対して下請代金の支払について周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

- ・別紙 1\_下請代金の支払手段について

【担当】 事業部 犬飼 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--